

平成 25 年度 厚生労働省委託事業

# 3ステップでやさしく導入 労働安全衛生マネジメントシステム

～ 中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアル ～

厚 生 労 働 省  
株式会社インターリスク総研



## はじめに

労働災害発生を防止するには、その発生要因となる職場の危険（リスク）を低減する取組を継続的に実施する必要があります。

労働安全衛生マネジメントシステムは、このリスクを低減する取組を事業場の組織全体として、その取組を確実に、そして継続的に実施することにより、効果的な労働災害防止対策を進める仕組みです。

労働安全衛生マネジメントシステムは労働災害防止に大きな効果が期待できる取組ですが、まだまだ自社に導入して取り組むことは難しいと考えている事業場が多いのが実態です。この取組には、より簡易な取組から I S O と同様の認証（又は認定）を受ける取組まで様々な段階がありますが、いずれの取組においても労働災害防止については大きな効果が期待できるものです。

この冊子は、労働安全衛生マネジメントシステムについて、認証を目的としない比較的簡易な取組について、容易で、効果的な取組方法を具体的に紹介するものです。

その方法は、新たに労働安全衛生マネジメントシステムを導入して取り組むというおおげさなものではなく、いま自社で取り組んでいる安全衛生対策を前提に、その延長としてどのような取組を追加すれば労働安全衛生マネジメントシステムとしての取組となるのかという観点からのものとしています。

第1章 「労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を学ぶ」では、この取組が決して思うほど膨大な書類や費用を必要とする難しいものではなく、またその取組も比較的簡易な形で取り組むことができることを、Q&A形式で理解できるようにしています。

第2章 「労働安全衛生マネジメントシステムを3ステップでやさしく導入する」では、その仕組みをやさしく理解するために、実施する事項を3つのステップと14のポイントに分けて説明しています。また、「導入のやさしい手引」では、事業場でいま取り組んでいる活動等を前提に、何を追加して取り組めばよいかを、具体的な事例等により、分かりやすく示しており自然に導入が進むようにしています。

第3章 「労働安全衛生マネジメントシステムの各項目の詳細な説明」では、より充実した取組を行う場合や第2章で実際に取り組む場合に参考となるように、各項目についてより詳しい説明と実例を紹介しています。

是非、難しく考えず、できるところから取り組んでいただき、より安全度の高い事業場を実現していただきたいと思います。

平成25年12月

O S H M S 普及推進委員会

委員長 小林繁男

## 目 次

第1章 労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を学ぶ（O S H M S の基礎知識）	1
Q 1. なぜ労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むと労働災害が減少するのでしょうか。 ······	3
Q 2. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は費用が大変にかかると聞いており、なかなか導入に踏み切れません。 ······	5
Q 3. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するには多くの人材が必要で、中小企業では取り組むことが難しいと聞いていますが。 ······	6
Q 4. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は書類の作成が大変だと聞いていますが。 ······	7
Q 5. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する場合は専門的な知識が必要で、外部の専門機関や専門家に依頼しないとできないと聞いています。 ······	8
Q 6. 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するにはたくさんの取組事項がありますが、最小限取り組まなければならないことは何ですか。 ······	9
Q 7. リスクアセスメントだけの取組では効果がないのでしょうか。必ず労働安全衛生マネジメントシステムの取組が必要でしょうか。 ······	10
第2章 労働安全衛生マネジメントシステムを3ステップでやさしく導入する ······	11
1. 労働安全衛生マネジメントシステム導入のすすめ方 ······	12
2. 労働安全衛生マネジメントシステムとは ······	14
3. リスクアセスメントでリスク低減措置を決定する ······	15
4. 労働安全衛生マネジメントシステム導入の3ステップと14のポイント ······	16
ステップ 1 基本の仕組みを導入しましょう ······	16
ステップ 2 基本の仕組みを効果的に行いましょう ······	18
ステップ 3 仕組みの見直しを行いましょう ······	20
5. 労働安全衛生マネジメントシステム導入のやさしい手引き ······	21
ステップ 1 基本の仕組みを導入しましょう ······	21
ステップ 2 基本の仕組みを効果的に行いましょう ······	31
ステップ 3 仕組みの見直しを行いましょう ······	37

第3章 労働安全衛生マネジメントシステムの各項目の詳細な説明	41
<ステップ1 基本の仕組みを導入しましょう>	41
1. 労働安全衛生方針の表明（指針第5条）	42
2. リスクアセスメントとその結果に基づく措置の決定（指針第10条）	45
3. 安全衛生目標の設定（指針第11条）	59
4. 安全衛生計画の作成（指針第12条）	61
5. 安全衛生計画の実施等（指針第13条）	66
6. 日常的な点検及び改善等（指針第15条）	71
<ステップ2 効果を高める仕組みを導入しましょう>	77
7. 体制の整備（指針第7条）	77
8. 労働者の意見の反映（指針第6条）	82
9. 明文化（指針第8条）	89
10. 記録（指針第9条）	95
11. 緊急事態への対応（指針第14条）	100
12. 労働災害発生原因の調査等（指針第16条）	102
<ステップ3 仕組みの見直しで効果アップ>	104
13. システム監査（指針第17条）	104
14. 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し（指針第18条）	113
参考資料	115
1. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	116
2. 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	123
3. 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	136